

法 務 大 臣 殿  
大村入国管理センター所長 殿

2017年12月12日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）  
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）  
コース・マルセル（美野島司牧センター）  
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第14回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答要旨

1、家族が日本国内にいる被收容者は、家族から遠く離れて收容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で收容するようにしてください。

（昨年回答）

本人の状況や入管センター及び地方局のなどの收容状況など諸般の事情を総合的に勘案し判断している。

（本年回答）

諸般の事情を総合的に勘案し判断している。

2、平日に休みが取れない面会希望者のために、月に1回、土曜日曜に面会できるようにしてください。名古屋入管では、仕切り板のない部屋で子どもとの面会を実施していると聞きます。貴センターでも実施してください。

（昨年回答）

閉庁日の面会は保安上の問題があり考えていない。本年、未就学児の面会は1件あり、職員の立会を排除するよう配慮した。仕切りのない部屋での面会は、保安上実施できない。

（本年回答）

閉庁日の面会は保安上の問題があり考えていない。前年は未就学児の面会は1件あり、職員の立会を省略するなど可能な限り配慮した。仕切りのない部屋での面会は施設の構造上、また保安上支障があり実施できない。

3、医療体制について、①平日昼間の医師常駐体制の実現（同一医師である必要はない）、②土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、③地域の医療機関との連携の更なる強化、を行って下さい。

(昨年回答)

平成 25 年 4 月から常勤医師が不在だが確保に向け、鋭意努力をしている。27 年 9 月には厚生労働大臣が日本医師会長へ協力を申し入れている。

(本年回答)

- ① 平日昼間については、平成 25 年 4 月以降、非常勤医師が対応している。常勤医師の確保に努力している。
- ② 医師の不在は好ましくないが、不在時も看護師の助言を得て対応している。急を要するときには、直ちに救急車を要請する。
- ③ 大村市にある国立病院機構長崎医療センターより、現在医師の派遣を受けている。今後も地域医療との連携をはかりたい。

4、被収容者との面会時に、医師による受診希望を処遇係官に軽視された、と訴えるケースが増えていように感じます。対処して下さい。

(本年回答)

受診を希望した場合には、原則として直近の診察日に受診させている。係官が被収容者の受診の申出（願箋）を軽視することはない。係官は誰でも被収容者からの申出を受け付ける。願箋を書けない被収容者は他の被収容者に書いてもらう等している。診療は 2 人の医師が週 3 回行い、被収容者を分けて担当する担当医制である。尚、担当医より一定期間の経過観察が必要と言われている時には、担当医の受診日以外であれば、担当医の指示を受けることとしている。容体観察の場合は、本人に伝える。

5、センター内で行っている宗教行事について、聖職者の人数制限を緩和して下さい。

(本年回答)

質問の聖職者とは、キリスト教関係者の集団礼拝と思われる。聖職者の人数については、極端に多いというような業務運営上支障をきたすことがなければよい。希望があればこれまで参加した人と調整の上、事前に申し出てほしい。

6、長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるよう、カウンセリングの充実や、日本語など語学学習ができるような環境の整備など、被収容者のための行事などの実施をお願いします。たとえば帰国する被収容者を対象に麻薬一掃の教育をすることは国際貢献にもなります。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの使用目的や保安上の問題により実現は困難。

(本年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの使用目的や保安上の問題により実現は困難。ただ入所者に対する良い考えがあれば提案していただきたい。

7、窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにして頂きたい。

(昨年回答)

外周路の窓ガラスに設置しているすりガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部との連絡を遮断するためのもので、外部より居住部分を見えないよう、警備保安上の観点とプライバシーに配慮するためのものなので外せない。現在のすりガラス状フィルムを替えてミラーガラスを使用すれば、昼間はよいが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の問題で不可能。東日本センターに確認したが、換気用の窓のみで基本的に閉めきっていて必要に応じて開けることもあるという。

(本年回答)

外周路の窓ガラスに設置しているすりガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上とプライバシーの観点からのためのものなので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり不可能。

8、ボランティアによる面会活動の案内を居住区に掲示して頂きたい。

(昨年回答)

外部の情報を中に掲示することはできない。掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の団体の掲示は認めていない。

(本年回答)

掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の団体の掲示を行う予定はない。

9、被収容者の運動場の利用時間が長くなったことにより、被収容者にけががないよう職員による安全配慮を充実して下さい。

(昨年回答)

戸外運動場でのけが防止のために、壁面にクッション材をつけ、万が一の場合の衝撃の軽減をはかった。立ち会う職員が被收容者に対し、激しく接触する運動は控えるように指導を繰り返し行っている。

(本年回答)

立ち会う職員が被收容者に対し、激しく接触する運動は控えるように指導を繰り返し行っている。壁面にクッション材をつけ、万が一の場合の衝撃の軽減をはかった。

10、難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被收容者については仮放免を許可してください。

(昨年回答)

個々の事情に応じて判断している。

(本年回答)

退去強制令書発付の被收容者には、速やかに帰国してもらいたい。一定期間ごとに…個々の事情に応じて…一律に判断できない。

11、帰国を強要する係官の言動は止めて下さい。被收容者の不安が高まっています。

(本年回答)

入管法第52条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならず、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の警備官の職務。

12、被收容者1名に対する面会者の人数、差入れの受付時間等柔軟に対応していただきたい。

(昨年回答)

面会者の人数は、面接室の面積の関係で、最大4名が限度。職員人手配置の問題もあり、面接、差し入れ受付時間は、土日祝日を除く、原則9時～11時30分、13時～16時。変更に対応することは困難。

(本年回答)

面会者の人数は、面接室の面積の関係で、最大4名が限度。差し入れ受付時間は、職員の配置人員の問題もあり、土日祝日を除く、原則9時～11時30分、13時～16時。変更に対応することは困難。

13、性的マイノリティの被収容者への処遇において、人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答)

出所までの間、ほかの被収容者と接触しない区域に入所させるなど、配慮している。今後も同様の処遇を行い、一層配慮したい。

(本年回答)

出所までの間、ほかの被収容者と接触しない区域に入所させるなど、配慮している。